

平成25年(行ウ)第162号 事業認可処分取消請求事件

原告 ほか4名

被告 国(処分行政庁 関東地方整備局長)

準備書面(7)

平成28年12月21日

東京地方裁判所民事第3部A1係 御中

被告指定代理人

中 野 康 典



石 井 え り



森 合 利 之



才 田 浩 二



高 橋 直 也



小 嶋 進



益 戸 紀 吉



川 崎 周 太 郎



横 田 雄 二 郎



生 田 剛



被告は、本書面において、証拠調べの結果を踏まえ、従前の主張を整理する。

なお、略語等は、本書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 周辺原告らには本件訴えに係る原告適格がないこと

被告準備書面(1)第1の3(6ないし12ページ)及び被告準備書面(5)第1の2(2)(4及び5ページ)で述べたとおり、東京都内における都市計画事業の認可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有するか否かの判断は、当該取消しを求める者が本件条例上の関係地域内に居住するか否かによって判断するのが相当であるところ、本件事業は、本件条例の対象事業に該当せず、関係地域が定められないのであるから、周辺原告が関係地域内に居住していることはあり得ず、したがって、周辺原告らに本件訴えに係る原告適格が認められる余地はない。

第2 本件都市計画決定が適法であること

1 都市計画に係る裁量判断の実体的適法性に関する審査の方法について

被告準備書面(3)第2の1(4及び5ページ)及び被告準備書面(5)第2の1(1)(5及び6ページ)で述べたとおり、都市計画の決定又は変更に関する政策的技術的な判断は行政庁の広範な裁量に委ねられているというべきであるから、裁判所が都市計画事業認可の前提となる都市計画の決定又は変更の内容の適否を審査するに当たっては、当該決定又は変更が裁量権の行使としてされたことを前提として、①その基礎とされた重要な事実を誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、②事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるいうべきである(最高裁平成18年判決)。

2 本件都市計画決定が違法であるとは認められず、適法であること

(1) 本件都市計画が重要な事実の基礎を欠くと認められないこと

原告らは、本件都市計画が外環本線の構造方式を嵩上方式とすることを重要な事実の基礎としており、外環本線の構造方式が地下方式に変更されたことにより、本件都市計画が重要な事実の基礎を欠くこととなった旨主張する(原告第5準備書面第1の2(2)・6ないし16ページ、原告第7準備書面第3の1(2)ア・8及び9ページ)。

しかしながら、被告準備書面(5)第2の1(2)イ(6及び7ページ)で述べたとおり、本件都市計画は、構造方式それ自体を重要な事実として計画されたものではない。すなわち、本件都市計画道路は、区部周辺で急増する交通需要を円滑に処理するとともに、良好な市街地環境の形成、災害時の防災性の向上など多様な機能を有する幹線街路として都市計画決定されたものであって、本件都市計画道路に求められる上記機能は、外環本線の構造方式が嵩上方式であるか地下方式であるかによって変わるものではないのであるから、「外環本線の構造方式が嵩上方式であること」が本件都市計画において重要な事実の基礎とされたことはあり得ないというべきである。

したがって、外環本線の構造方式が地下方式に変更されたことによって、本件都市計画が重要な事実の基礎を欠くこととなったとは認められない。

(2) 本件都市計画の内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められないこと

原告らは、本件都市計画が外環本線都市計画変更決定の目的と矛盾するなどといった事情を挙げ、その内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる旨主張する(原告第5準備書面第1の2(3)及び(4)・16ないし25ページ、原告第8準備書面第1・2ないし4ページ)。

しかしながら、被告準備書面(5)第2の1(3)(7ないし9ページ)、被告の平成28年2月17日付け準備書面(6)(以下「被告準備書面(6)」という。)

第4の2(6及び7ページ)で述べたとおり、そもそも、本件都市計画道路が外環本線とは別個の機能を有する幹線街路として都市計画決定されたものであることからすれば、原告らが主張する各事情は、いずれも、本件都市計画の内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことを基礎づける事情とは到底いえないというべきである。

したがって、原告らの上記主張は失当である。

3 本件都市計画決定においては内閣の認可は必要とされていなかったこと

原告らは、本件都市計画決定が内閣の認可を受けておらず、無効である旨主張する(原告第1準備書面第2・9ないし13ページ等)。

しかしながら、被告準備書面(3)第4の2ないし4(10及び11ページ)、被告準備書面(5)第2の2(「3」とあるのは「2」の誤り)(9及び10ページ)で述べたとおり、そもそも、本件都市計画が告示された昭和41年当時は、臨時特例(乙第9号証の2)2条1号により、都市計画の決定について内閣の認可が必要とされていなかったのであるから、原告らの上記主張には理由がない。

4 小括

以上のとおり、本件都市計画について、重要な事実の基礎を欠き、又は、その内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められず、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したと認め得る事情は何ら認められないのであるから、本件都市計画決定が違法であるとは認められず、適法である。

第3 本件処分が適法であること

1 はじめに

前記第2で述べたとおり、本件都市計画決定は適法である上、被告準備書面(1)第3の2(22ないし24ページ)で述べたとおり、本件事業の申請手続に法令違反はなく、また、事業の内容が都市計画に適合し、かつ、事業施行期間が適切であって、法61条の要件を満たしているから、本件処分は適法である。

2 都市計画の一部の事業認可が適法であること

原告らは、都市計画の一部の事業認可が違法である旨主張する(原告第5準備書面第2・26及び27ページ等)。

しかしながら、被告準備書面(5)第3の1(2)(11ページ)で述べたとおり、都市計画の一部の事業認可ができないとする原告らの上記主張の根拠は何ら明らかでなく、独自の見解といわざるを得ないのであって、失当である。

3 国土交通大臣が事業認可の審査において当該都市計画決定の適法性に関する実質的な審査及び土地収用法20条3号及び4号の充足性の審査をする必要はないこと

原告らは、国土交通大臣が事業認可の審査において当該都市計画決定の適法性に関する実質的な審査及び土地収用法20条3号及び4号の充足性の審査をすべきである旨主張する(原告第5準備書面第3の2・28及び29ページ、同6・31ページ、原告第6準備書面第2・5ないし10ページ、原告らの2016年(平成28年)2月15日付け原告第9準備書面(以下「原告第9準備書面」という。)第2の2・18ないし20ページ)。

しかしながら、被告準備書面(4)第1の2、第2の2(2ないし4ページ)、被告準備書面(5)第3の2及び3(11及び12ページ)、被告準備書面(6)第2(4ページ)で述べたとおり、法が予定している制度全体からしても、国土交通大臣が事業認可の審査において当該都市計画決定の適法性に関する実質的な審査及び土地収用法20条3号及び4号の充足性の審査をする必要はないというべきである。

したがって、原告らの上記主張には理由がない。

第4 原告らのその他の主張について

1 都市計画変更義務について

原告らは、本件都市計画が決定後相当の長期間を経過しており、かつ、法1

3条に規定される都市計画基準を満たさなくなっているなどとして、参加人東京都には本件都市計画の変更義務があった旨主張する(原告第6準備書面第1・2ないし5ページ等)。

しかしながら、被告準備書面(6)第1の2(3ページ)で述べたとおり、そもそも、東京都において本件都市計画を変更する義務はなかったというべきである。

この点については、参加人の平成27年12月9日付け準備書面(7)第1(2及び3ページ)でも述べられているとおり、東京都の本件都市計画を廃止すべき義務の有無等が争われた事案ではあるが、東京地方裁判所平成27年11月17日判決(丙第11号証)は、「外環の2に係る都市計画決定から長期間が経過していることについては、そもそも都市計画事業は、その性質上、完了までに長期間を要するのはやむを得ないものである上、道路に関する都市計画では、一般に、全体としての道路網の整備が必要とされ、全体と切り離して特定の街路又はその一部分のみの整備の必要性、合理性の有無を論ずることはできないから、特定の地域についてたまたま都市計画事業が長期間にわたって実施されない結果となったとしても、当該都市計画が合理性を欠くに至ったということとはでき」ず、「外環の2は外環本線の有していない独自の機能を有する道路であり、外環本線の構造形式が嵩上式から地下式に変更されたからといって、外環の2に係る都市計画が明らかに重要な事実の基礎を欠くに至ったと認めることはでき」ず、「外環の2が従前の外環本線の区域と同じ区域の地上部に作られるからといって、外環の2に係る都市計画が、上記のような目的(引用者注：都市高速道路としての(広域の)自動車交通に資すること)を有する外環本線に係る都市計画との関係で明らかに総合性、一体性を欠くものと認めることはできず」、「人口の減少等により、外環の2に求められる自動車交通の処理機能の低下を前提としても、道路に関する都市計画では、一般に、全体としての道路網の整備が必要とされ、全体と切り離して特定の街路又はその一部のみの

整備の必要性、合理性の有無を論ずることはできないものであるし、幹線道路は自動車交通以外にも様々な機能を担うものである」と認定した上で、都市計画の決定等について広範な裁量権を有する東京都において、外環の2に係る都市計画を変更の余地もなく直ちに廃止すべきことが明確に義務付けられたと認めることはできないと判示している(同号証91ないし94ページ)。

したがって、原告らの上記主張には理由がない。

2 本件都市計画の事業認可過程における住民参加について

原告らは、玉川大学リベラルアーツ学部小山雄一郎准教授の見解を根拠として、本件都市計画の事業認可過程において十分な住民参加の機会が設けられなかったとして、したがって、本件処分が違法である旨主張するようである(原告第9準備書面第2の3・20ないし22ページ)。

しかしながら、仮に本件都市計画の事業認可過程において十分な住民参加の機会が設けられなかったとの原告らの上記主張を前提にしたとしても、そもそも、十分な住民参加の機会が設けられないことが事業認可処分の違法性を基礎づけることになるとする法的根拠はなく、かかる事情はせいぜい不当の問題が生じ得るにすぎないというべきであって、原告らの上記主張は失当といわざるを得ない。

第5 結語

以上のとおり、周辺原告らに本件訴えに係る原告適格が認められる余地はないから、周辺原告らの請求に係る訴えは却下されるべきである。

また、本件処分が違法であるとする原告らの主張には、いずれも理由がないから、原告志村の請求については速やかに棄却されるべきである。

以 上